

Ginza Golfing Society 規約

第1条（名称）

本組織は、Ginza Golfing Society（以下「ソサエティ」）と称します。

第2条（目的）

- 1 ソサエティは、銀座とゴルフを愉しむ親睦の会とします。
- 2 この規約は、前項の目的を達するため、ソサエティの構成員が遵守しなければならない事項を定めています。

第3条（組織）

- 1 ソサエティの構成員を Ginza Golfing Society 会員（以下「ソサエティ会員」）と称します。
- 2 ソサエティには次の組織を置きます。
 - ① 会長 1 名
 - ② 理事長 1 名
 - ③ 理事 8 名以内
 - ④ 顧問 30 名程度
 - ⑤ 事務局
- 3 会長は株式会社太平洋クラブ（以下「会社」）が指名します。会長は理事会へ出席して意見を述べるものとします。
- 4 理事長及び理事は会社が指名します。理事は理事会を構成し、理事会は理事長が招集してその議長となり会社の要請事項に対して諮問します。
- 5 顧問は、ゴルフ業界と各界の有識者・会社のレシプロ先ゴルフクラブのキャプテンなどから会社が指名します。
- 6 事務局は、会社の会員総務部とします。
- 7 ソサエティの運営及び会社所有の施設「Taiheiyo Club GINZA」（以下「Taiheiyo Club GINZA」）の経営は会社が行うものとします。

第4条（ソサエティ会員の特典）

ソサエティ会員には次の特典が与えられます。

- ① Taiheiyo Club GINZA の利用が可能となります。ゲストを同伴することが可能です。
- ② ソサエティ主催のインナークラブ・各種イベントへの参加が可能となります。

- ③ 会社の海外アフィリエイト提携ゴルフクラブ（以下「提携クラブ」）の利用が可能となります。ゲストを同伴することが可能です。
- ④ 銀座における各種特典やサービスを受けられます。
- ⑤ ゴルフ情報の案内を受けられます。

第5条（ソサエティ会員）

- 1 ソサエティ会員は、個人又は法人とします。法人会員は当該法人の役職者1名を登録人として登録するものとし、当該登録人をソサエティ会員とします。なお、法人会員は、会社の承認を得て会社の定める登録人変更手数料を支払って、登録人を変更できるものとし、会社の承認については第7条及び第8条を準用します。
- 2 ソサエティ会員は、クラブ会員（第7条1項に定義する。以下同じ。）である場合及び第19条2号によりソサエティ会員となった者である場合を除き、期間限定の会員とし、期間は入会時から10年間とします。
- 3 ソサエティ会員は、更新料として10万円（別途税）を払って更新できるものとし、更新後の期間は更新時から10年間とします。

第6条（ソサエティ会員証）

- 1 ソサエティ会員には、クラブ会員である場合を除き、ソサエティ会員証が発行されます。
- 2 ソサエティ会員がソサエティ会員の特典を利用するときにはソサエティ会員証（クラブ会員の場合はクラブ会員証）の提示を求められる場合があります。
- 3 ソサエティ会員証は他人に譲渡・貸与することができないものとし、

第7条（入会手続）

- 1 ソサエティへの入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載して会社へ提出し（会社へ入会申込書を提出した者を以下「入会申込者」）、会社による入会に関する審査を受けて入会承認を得るものとし、なお、入会申込には、太平洋クラブ又は太平洋アソシエイツの会員（以下総称して「クラブ会員」）1名の推薦を要するものとし、
- 2 前項の入会承認を得た者は、会社の指示に従って速やかに会社に対して会社の定める入会金及び年会費を納付するものとし、この手続終了後、会社は前記入会承認を得た者をソサエティ会員として登録するものとし、この登録によって入会申込者はソサエティ会員となるものとし、この場合、会社は第5条のソサエティ会員証を発行するものとし、（会員権証書は発行されません。）。
- 3 ソサエティ会員である地位（第1項による入会申込者の入会申込に対する会社の入会承認並びに第2項による入会金及び年会費の納付後の登録によってソサエティ会

員と会社との間に成立した契約上の地位)は、一身専属であって、譲渡、相続、担保設定等できないものとします。

第8条（入会審査）

- 1 ソサエティへの入会審査は会社が行うものとします。
- 2 ソサエティへの入会審査は、主として入会申込者の品位及び社会的・経済的な信用を対象として行うものとします。
- 3 会社は、その裁量により、入会申込者の入会申込を承認又は不承認とすることができるとします。なお、会社は承認しない場合はその理由を示さないものとし、入会申込者は不承認の理由の開示を求められないものとします。
- 4 会社は以下の場合には入会申込を承認しないものとします。
 - ① この規約その他の諸規則（ドレスコードなど。以下総称して「ソサエティ規則」）・エチケット・マナーを遵守しない恐れがある者
 - ② 人格・見識がソサエティ会員にふさわしくない者
 - ③ ソサエティの名誉を失墜させる恐れがある者
 - ④ ソサエティの目的の実現の妨げとなる恐れがある者
 - ⑤ 暴力団その他の反社会的勢力若しくはそれらの関係者と疑われる者（以下「反社会的勢力等」という。）
 - ⑥ 過去において反社会的勢力等だったと疑われる者
- 5 会社は、入会申込書に虚偽の記載がなされていたことが判明した場合・入会申込者が前項各号のいずれかに該当していたことが判明した場合又は入会申込者がその他不当な手段によって入会承認を得たことが判明した場合には、入会承認を取り消すことができるものとします。

第9条（ソサエティ会員の責務）

- 1 ソサエティ会員は、ソサエティ規則・マナー・エチケットを遵守し、ソサエティに相応しい人格と見識をもって行動するものとし、他のソサエティ会員との融和を重んじ他のソサエティ会員が快適にソサエティ会員の特典を利用できるように努めなければならないものとします。
- 2 ソサエティ会員は、提携クラブを利用する際には、同クラブの定める諸規則を遵守しソサエティの名誉の向上に努めるものとします。
- 3 ソサエティ会員は、会社の定めるところに従って（入会時の）入会金・年会費・（Taiheiyō Club GINZA 又は提携クラブの利用時の）利用料金を支払わなければならないものとします。
- 4 ソサエティ会員は、本人又はゲストがソサエティ規則のいずれかに違反したことによって、又はこれに関連して、他のソサエティ会員・ゲスト又はソサエティ、ソサエ

ティ又はTaiheiyō Club GINZAのスタッフ若しくは会社に対し、損失、損害、費用又は経費（以下「損害等」）を生じせしめた場合、補償及び賠償（以下「賠償等」）の義務を負うものとします。会社は当該会員に対して、損害等の賠償等を請求でき、その場合、当該会員はその損害等の全てを直ちに賠償等するものとします。ソサエティ会員間（同伴ゲストとの関係を含む。以下本項において同じ。）の問題は当人間で協議によって解決するものとし、会社は一切責任を負わない（仲裁等も行わない。）ものとします。また会社のソサエティ会員に対する責任は、会社に故意又は重過失ある場合を除きその者の当日の利用料金（税込）を上限とします。

- 5 ソサエティ会員は、その同伴ゲストのTaiheiyō Club GINZA・提携クラブの利用に伴うすべての行為と利用料金含む支払について連帯して責任を負わなければならないものとします。

第10条（ソサエティ会員資格の喪失）

ソサエティ会員は、次の各項によってソサエティ会員でなくなります。

- ① 退会
- ② 死亡、解散又は破産開始決定
- ③ 除名
- ④ Taiheiyō Club GINZAの廃止（第13条2項の場合）
- ⑤ クラブ会員の資格喪失

第11条（退会）

退会を希望するソサエティ会員は、入会後一年経過した場合、ソサエティを退会し会社との契約関係を終了させることができます。会社は、ソサエティ会員が年会費その他会社に対する債務を完済した時点で、必要書類を確認の上、退会とするものとします。

第12条（戒告、資格停止処分及び除名処分）

会社は、ソサエティ会員に次の各項に該当する所為があった場合、弁明手続をとらずして、当該会員を戒告、資格停止又は除名とすることができるものとします。なお、クラブ会員としてソサエティ会員となった者及びその親族として19条2号によりソサエティ会員となった者については、クラブ会員として資格停止処分又は除名処分を受けた場合、連動してソサエティ会員として自動的に資格停止又は除名となるものとします。

- ① ソサエティ又はTaiheiyō Club GINZAのスタッフの名誉を傷つけ、又はソサエティにおいて秩序・マナー・エチケットを乱す行為をしたとき。
- ② 他のソサエティ会員に迷惑をかけたとき。
- ③ その他、ソサエティ規則に違反したとき。

- ④ 故なく年会費その他の支払を納期より6ヶ月以上怠ったとき。
- ⑤ 罪を犯し又はその嫌疑を受ける等により社会的信用を失ったとき。
- ⑥ 会社更生・民事再生の申立、手形不渡等により経済的信用を失ったとき。
- ⑦ 第8条4項各号のいずれかに該当するとき。

第13条 (Taiheiyo Club GINZAの廃止)

- 1 会社は、銀座風月堂ビルの建替による立退、天災地変その他不可抗力の事態の発生、法令の改正、社会情勢・経済状況の著しい変化、その他会社として必要やむを得ない事由が生じた場合には、Taiheiyo Club GINZAを廃止し、あるいはその利用を制限することができるものとします。
- 2 代替施設が設置されることなくTaiheiyo Club GINZAが廃止された場合、会社とソサエティ会員との契約は終了するものとします。
- 3 前項の場合、会社は、ソサエティ会員に対して、残存期間（ただし年単位。1年未満切り捨て）に対応して入会金を返金するものとします。また第14条第2項尚書に準じて年会費を返金するものとします。

第14条 (入会金・年会費・利用料金)

- 1 会社は、入会金、年会費及び利用料金の額ならびにその支払方法、支払時期を決定しまた変更できるものとします。またその場合のソサエティ会員に対する通知は会社の定める方法によるものとします。
- 2 ソサエティ会員は、年会費を、事業年度の開始に先立って1年分を前払いにて支払うものとします。なお、事業年度の途中にて入会した場合、入会時の属する四半期の翌四半期以降に相当する年会費を支払うものとします。
- 3 納付された入会金・年会費は、この規約に特別の規定がない限り、いかなる場合も返還されないものとします。

第15条 (経費)

ソサエティの経費は会社が負担するものとします。

第16条 (事業年度)

ソサエティの事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、第1期はこの規約の施行日から2021年3月31日までとします。

第17条 (通知)

- 1 ソサエティ会員は、連絡先（住所・電話・FAX・メールアドレスその他会社が要求する連絡方法）をソサエティに登録し、登録した連絡先に変更等があった場合は、

直ちにソサエティに通知するものとします。なお、クラブ会員の連絡先はクラブ会員として登録した連絡先とするものとします。

- 2 ソサエティ会員に送られるすべての通知及び請求書その他の文書は、登録された連絡先宛てに送付されるものとし、これによって会社はその責を免れるものとします。ただし、通知に関しては、会社は、ソサエティが開設するホームページ上において通知すべき内容を掲載することにより、これに代えることができるものとします。

第18条（ソサエティ規則）

- 1 会社は、必要に応じて、ソサエティ規則を定めるものとします。
- 2 会社は、必要に応じて、ソサエティ規則を改正できるものとします。
- 3 会社は、ソサエティ規則を定めたとき又はこれを改正したときは、ソサエティ会員に通知するものとします。

第19条（クラブ会員の特典）

クラブ会員には次の特典が与えられます。

- ① クラブ会員は第7条及び第8条の手続を必要とせず自動的にソサエティ会員となるものとします。
- ② クラブ会員の配偶者又は子は、所定の手続によって登録することでソサエティ会員となることのできるものとします。この場合、第7条第2項の入会金の支払は免除されるものとします。
- ③ クラブ会員は第14条1項の年会費を免除されるものとします。前号によりソサエティ会員となった者は、会社の定める年会費を支払わなければならないものとします。
- ④ クラブ会員は、募集数の範囲内において、2名までソサエティ会員を推薦できるものとします（先着順）。

第20条（施行日）

この規約は、2020年8月18日をもって施行するものとします。